

仙台市環境影響評価条例（平成一〇年条例第四四号）新旧対照表

現行	改正後
目次	目次
第一章～第六章（略）	第一章～第六章（略）
第七章 法対象事業等に係る条例の手続（ <u>第三十八条</u> ～ <u>第四十五条</u> 条）	第七章 法対象事業等に係る条例の手続（ <u>第三十七条の二</u> ～ <u>第四十五条</u> 条）
第八章～第九章（略）	第八章～第九章（略）
第一条～第三十七条（略）	第一条～第三十七条（略） <u>（計画段階環境配慮書についての市長の意見）</u> <u>第三十七条の二 市長は、法第三条の七第一項の規定に基づいて法第三条の二の第一種事業を実施しようとする者（法第三条の十第二項の規定により第一種事業を実施しようとする者とみなされる者を含む。）に意見を述べるときは、あらかじめ、審査会の意見を聴かなければならぬ。</u>
第三十八条～第四十三条（略） (都市計画に定められる法対象事業__)	第三十八条～第四十三条（略） (都市計画に定められる法対象事業等)
第四十四条 法_____第四十条第一項の規定の適用を受ける法対象事業_____ _____に	第四十四条 法 <u>第三十八条の六</u> 第一項又は法四十一条第一項の規定の適用を受ける法対象事業及び法 <u>第三十八条の六</u> 第二項の規定により法第二章第一節の規定による法第三条の二第一項に規定する計画段階配慮事項についての検討その他の手続を行う法第二条第三項の第二種事業に

係る第三十八条から前条までの規定の適用について必要な技術的読替えは、規則で定める。

第四十五条～第五十三条（略）

附 則

1～6（略）

7 市長は、平成二十三年東北地方太平洋沖地震により被災した者の移転に係る土地区画整理事業及び防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律(昭和四十七年法律第百三十二号)第二条第二項に規定する集団移転促進事業として実施される住宅団地の造成の事業

関し特に緊急に実施する必要があると認めるときは、第三章及び第四章に規定する手続を簡略化することができる。

8 前項の規定による手続の簡略化の内容は、同項に規定する土地区画整理事業及び住宅団地の造成の事業に係る事業者からの申出に基づき、市長が決定する。

9（略）

係る第三十七条の二から前条までの規定の適用について必要な技術的読替えは、規則で定める。

第四十五条～第五十三条（略）

附 則

1～6（略）

7 市長は、平成二十三年東北地方太平洋沖地震により被災した者の移転に係る土地区画整理事業及び防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律(昭和四十七年法律第百三十二号)第二条第二項に規定する集団移転促進事業として実施される住宅団地の造成の事業並びに仙台市震災復興計画(平成二十三年十一月三十日議決)に基づき堤防機能を付加するために行う道路の新設又は改築の事業に関し特に緊急に実施する必要があると認めるときは、第三章及び第四章に規定する手続を簡略化することができる。

8 前項の規定による手続の簡略化の内容は、同項に規定する土地区画整理事業、住宅団地の造成の事業及び道路の新設又は改築の事業に係る事業者からの申出に基づき、市長が決定する。

9（略）

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、目次の改正規定、第七章中第三十八条の前に一条を加える改正規定及び第四十四条の改正規定は、平成25年4月1日から施行する。